

自治体の廃棄物施策関連の委員会等について

金谷 健

環境政策・計画学科

環境政策・計画学科で廃棄物管理について教育・研究しているからか、自治体（市町村及び都道府県）から廃棄物施策関連の委員会等（委員会＋審議会・調査会・審査会等）の委員を依頼されることがある。本稿では、自治体の廃棄物施策関連の委員会等のうち、私が委員としてこれまでに参画した（参画している）主な委員会等について説明する。

以下、自治体の廃棄物施策関連の委員会等を、次の4つに区別して、説明する。

- *市の、廃棄物施策のソフト面の委員会等
- *県の、廃棄物施策のソフト面の委員会等
- *市の、廃棄物施策のハード面の委員会等
- *県の、廃棄物施策のハード面の委員会等

なお、「ハード」とは、「廃棄物処理施設」のこと、「ソフト」とは「廃棄物の制度や計画など」のこと、と区別している。ただし、「ソフト面の委員会等」でハード面に関することが議題になることもあり、この区別は便宜的なものである。

1. 市の廃棄物施策のソフト面の委員会等

市町村の場合、「廃棄物施策のソフト面の委員会等」は、主に廃棄物減量等推進審議会である。

私が廃棄物減量等推進審議会の委員を経験したのは、滋賀県内では、彦根市（2007～2009 会長、2011～2012 会長、2014～2015 会長、2019～会長）、大津市（2009～2014 副会長）、草津市（2006～2009 委員、2014～2015 委員、2019～委員）、野洲市（2014～2015 委員、2017～2018 会長）、湖北広域行政事務センター（長浜市と米原市で構成；2013～2014 副会長、2016～会長職務代理者）である。

廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物処理法に「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。」という規定がある（法第五条の七）ので、特に市制自治体では、多くの自治体が廃棄物減量等推進審議会を設置している。

廃棄物減量等推進審議会では、廃棄物減量等に関する様々なことが審議されるが、どの自治体でも共通しているのは、一般廃棄物処理基本計画についての審議である。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、通常、10年単位で策定し、5年ごとに見直すことが多い。

なお、彦根市では、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を、廃棄物減量等推進審議会に報告して意見を求めることを、毎年行っている。本稿執筆時点（2020年3月）で最新のものは、「彦根市一般廃棄物処理基本計画における平成30年度進捗状況評価書」である。毎年行うことは、彦根市担当者にとっては大変であろうが、非常に有意義と考える。

一般廃棄物処理基本計画以外で、廃棄物減量等推進審議会で審議される事項としては、例えば「家庭ごみ有料化」が挙げられる。彦根市、大津市、草津市、湖北広域での家庭ごみ有料化の審議については、学部報15号（2011年3月発行）の特集「環境科学の目で滋賀の地域を見る」で「家庭ごみ有料化の審議会に参加して」というタイトルで執筆したので、興味ある方は参照されたい。なお湖北広域の場合、当時は廃棄物減量等推進審議会がなかったため、湖北広域行政事務センターごみ指定袋制度検討委員会を設置して審議された。

2. 県の廃棄物施策のソフト面の委員会等

県の場合、「廃棄物施策のソフト面の委員会等」として、まず「県環境審議会の廃棄物関係の部会」が挙げられる。

滋賀県では、「滋賀県環境審議会廃棄物部会（2012～2013 委員、2014～部会長）」であり、県内の産業廃棄物および一般廃棄物を対象としている。議題は、例えば2019年3月開催の廃棄物部会の議題は、「(1)第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について、(2)旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について、(3)産業廃棄物管理型最終処分の今後の方向性にかかる検討状況について」

であった。なお上記の議題(2)及び(3)は、ハード面に関することである。

三重県では、金谷が参画したのは「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会(2004～2013委員, 2014委員長)」である(初期にはその下部組織「ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザー会議(2004～2005副座長)」もあり、こちらにも参画した)。この「ごみゼロ社会実現プラン」は、廃棄物処理法に基づく法定計画である「三重県廃棄物処理計画」とは異なり、「三重県が2003年11月25日に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画であり、住民・事業者・市町村等の幅広い参画のもとに策定したもの」である。プランの対象となる「ごみ」とは一般廃棄物(家庭系ごみ+事業系ごみ)のことである(三重県廃棄物処理計画の対象は、一般廃棄物+産業廃棄物)。プランの計画期間は20年間(2005～2025年度)である。20年後の目標は、①ごみ排出量は30%削減(対2002年度実績)、②資源としての再利用率は50%(2002年度実績は14%)、③ごみの最終処分量は0トン(2002年度実績は151,386トン)である。特に目標③は達成がかなり厳しい、高い目標であるが、3つの目標のうち1つぐらいは「ゼロ」にしないとおかしいのでは?という意見があり、それが反映されたことを記憶している。20年というかなり先の目標であることと、当時の知事主導の熱気の中で策定されたことも背景としてあったと記憶している。

滋賀県での「廃棄物施策のソフト面の委員会等」としては、「滋賀県環境審議会廃棄物部会」以外に、例えば、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが(2009～2017学識経験者)」、およびそれが改組された「買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会(2017～学識経験者)」もある。

前者は、買い物に伴って生じるごみ等の削減や資源化の推進に向けて、レジ袋の削減、マイバッグ等の利用を一層推進するため、事業者、県民団体、行政が「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、役割分担の下に、県域でレジ袋削減の取組を実施している。

後者は、前者の取り組みに加えて、プラごみ削減や食品ロス削減についても対象としている。2020年2月の会議での議題は、「(1)令和元年度取組状況および令和2年度取組予定について、(2)「(仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針

(素案)」について、(3)「(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(素案)」について、(4)プラスチックごみおよび食品ロスの削減に向けた意見交換、(5)その他」であった。

3. 市の廃棄物施策のハード面の委員会等

「市の廃棄物施策のハード面の委員会等」は、施設の構想、施設の立地場所選定、施設の建設等の業者選定、施設の運営、施設の重大トラブル発生時、施設の見直し(継続か廃止か等)、といった様々な場面ごとに設置されている。私が参画した委員会等は、以下の通りである。

「施設の構想」についての委員会等としては、「湖北広域行政事務センター施設整備計画および運営形態のあり方検討委員会(2013委員長)」、「湖北広域行政事務センター施設整備計画検討会(2015委員長)」がある。

「施設の立地場所選定」についての委員会等としては、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会(2014～2016委員長)」、「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会(2016～2017委員長)」がある。なお、前者の「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地」については、環境政策・計画学科HPの教員コラム(各教員が年1回執筆)に、5回執筆した(2015～2019の各10月か11月)ので、興味ある方は参照されたい。

「施設の建設等の業者選定」についての委員会等としては、「(近江八幡市)新エネルギーパーク(仮称)整備運営事業者選定等委員会(2009～2010委員)」、「湖北広域行政事務センター一般廃棄物新最終処分場建設工事落札者決定基準等検討委員会(2012委員)」、「草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会(2013～2014副委員長)」、「新野洲クリーンセンター長期包括運営事業技術審査委員会(2015委員)」、「草津市新クリーンセンター運転管理業者選定委員会(2016～2017副委員長)」がある。

「施設の運営」についての委員会等としては、「湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ管理運営委員会(2012～委員長)」がある。

「施設の重大トラブル発生時」についての委員会等としては、「高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会(2014委員)」がある。

「施設の見直し（継続か廃止か等）」についての委員会等としては、「米原市コンポストセンター運営委員会（2014～2017 委員長）」がある。なおこの委員会は、もともと「施設の運営」についての委員会であるが、「施設の見直し（継続か廃止か等）」をする委員会を新たに設置するのではなく、既存のこの委員会を使って、見直しをしたいというのが市側の意向であった。なお、市が一番苦労したのは、「国や県からの補助金を返還せずに、（事実上）廃止するにはどうしたらいいか」という点であった。結果的に、補助金返還せずに（事実上）廃止が可能となった。

4. 県の廃棄物施策のハード面の委員会等

金谷が参画した「県の廃棄物施策のハード面の委員会等」は、施設の許可申請、施設の監視、施設の見直し（継続か廃止か等）等についてのものであった。

「施設の許可申請」についての委員会等としては、「(三重県) 産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る共同調査会議（2005～2006, 2008 専門委員）」、「(三重県) 産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る共同調査会（2015 委員）」がある。これらは、産業廃棄物処理施設設置許可（変更許可）申請書が提出されたことに伴い、産業廃棄物処理施設を設置（変更）した場合の生活環境への影響について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく専門的知識を有する者からの意見聴取を行うため、地方自治法第 174 条第 2 項に規定する専門委員による共同調査会（会議）である。

「施設の監視」についての委員会等としては、「クリーンセンター滋賀環境監視委員会（2004～委員長）」がある。クリーンセンター滋賀は、公益財団法人滋賀県環境事業公社（滋賀県知事が理事長）が設置・運営している産業廃棄物管理型最終処分場である。この監視委員会は、クリーンセンター滋賀の事業について、地域住民・事業者・関係行政等との連携により、工事期間中、供用期間中および維持管理期間中における同センターを監視し、公害を発生を未然に防止することにより、円滑な運用を図ることを目的としている。2004 年 10 月から、2020 年 3 月までに 41 回開催されている（委員会の様子は、この年報の表紙に掲載）。委員会の会議概要や配布資料は公社HPにて公表されており、第 40 回（2019 年 8 月）の配布資料は、

①クリーンセンター滋賀水質調査結果について、②浸出水処理施設水質管理マニュアル、③硫化水素自主測定結果について、④クリーンセンター滋賀の搬入実績について、⑤第 4 期施設整備工事と埋立の進捗について、⑥放射線の自主測定結果について、⑦調整池の魚の生息状況について、である。

「施設の見直し（継続か廃止か等）」についての委員会等としては、「クリーンセンター滋賀経営改革方針検討委員会（2010～2011 委員長）」がある。この検討委員会は、センターの経営難（廃棄物受入実績が、当初計画の 3 分の 1 程度で、多額の県費で赤字補填）を背景として、設置されたものである。委員会の報告書は、①はじめに、②クリーンセンター滋賀施設整備の概要、③クリーンセンター滋賀施設整備の経過と責任、④クリーンセンター滋賀の現状、⑤公社による経営改善に向けた努力不足、⑥産業廃棄物排出の状況と今後の動向、⑦県内における管理型最終処分場の必要性・公益性について、⑧経営改革方針を策定するための検討項目の設定について、⑨経営見通しの試算、⑩経営改革方針を検討する上で、検討から除外する収支見通し、⑪収支見通しの検討、⑫地元の意見、⑬経営改革のための提言、⑭むすび、という構成となっている。

以上、私がこれまでに参画した（参画している）自治体の廃棄物施策関連の委員会等について、紹介した。これらの委員会等に参画させていただいたことで、多くのことを学べて、とても有意義であった。自治体の皆様に感謝する次第である。

なお、これらの委員会等の内容（議事概要や配布資料等）については、この原稿執筆時点（2020 年 3 月）で、ほとんどの委員会等について、Web 上で公開されているので、興味ある方は、委員会等の名称で検索されたい。